

○雲南市小規模修繕工事等希望者登録要綱

平成25年3月28日

訓令第14号

雲南市小規模修繕工事等希望者登録要綱（平成22年雲南市訓令第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、市が発注する小規模な修繕及び工事等（以下「小規模修繕工事等」という。）について、小規模事業者（以下「事業者」という。）を登録し、事業者の受注機会を拡大するとともに、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 小規模修繕工事等は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易である工事等のうち、1件の設計金額が50万円未満のもので、別表に掲げる工種とする。

（登録資格）

第3条 この訓令により登録できる事業者は、市内に主たる事業所を有する者であって、次の各号のすべてに該当するものとし、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可の有無、経営組織及び従業員数は問わないものとする。

- (1) 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者でないこと。
- (2) 雲南市建設工事入札参加資格者名簿に登録されていないこと。
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有すること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

（登録申請の方法等）

第4条 登録を希望する者は、次の方法によるものとする。

- (1) 登録申請は、次に掲げる書類を持参又は郵送により申請するものとする。
 - ア 雲南市小規模修繕工事等希望者登録申請書（様式第1号）
 - イ 市税情報確認同意書兼誓約書（様式第2号）
 - ウ 市税納税証明書
 - エ 希望業種の履行に必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) 登録申請により登録できる工種は、別表の工種分類より5つ以内で登録するものとし、登録する工種ごとに受注を希望する工事の所在地の範囲を

町の区域より3つ以内で指定する。

- 2 登録の審査は、隔年度に実施する定期審査及び毎年度実施する追加審査並びに随時に実施する随時審査とする。
- 3 定期審査を受けようとする者は、定期審査を実施する年度の1月4日から1月31日までの間に限り申請することができる。
- 4 追加審査を受けようとする者は、定期審査を実施する年度については8月15日から8月25日までの間及び3月20日から3月31日までの間に限り、定期審査を実施する翌年度については8月15日から8月25日までの間及び1月15日から1月25日までの間に限り、随時審査は別に市長が定める期間に限り申請することができる。
- 5 追加審査及び随時審査は、新たに登録の審査を受けようとする者に限り申請することができる。
- 6 登録の有効期間は、定期審査を受けた場合は当該登録の審査を受けた年度の翌年度の4月1日から2年間とする。追加審査及び随時審査を受けた場合は市長が登録を認めた日から直前の定期審査の残有効期間とする。

(審査及び登録名簿)

第5条 登録の審査は、雲南市建設工事入札参加者選定要領（平成17年雲南市告示第62号）第8条に規定する入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）が行う。

- 2 市長は、前項の審査会の審査により登録業者に認定した者を名簿に登録する。
- 3 市長は、名簿に登録されている者（以下「名簿登録者」という。）に対して、登録の通知を行うものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 名簿登録者は、登録事項に変更又は事業の廃止があったときは、速やかに雲南市小規模修繕工事等希望者登録事項変更（廃止）届（様式第3号）を提出しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 名簿登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 倒産し、若しくは破産した場合又は契約の履行が不可能な状態にあると認めるとき。
- (3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があったとき。

(登録名簿の取扱い)

第8条 発注課は、名簿を小規模修繕工事等の業者選定に活用するものとする。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の雲南市小規模修繕工事等希望者登録要綱の規定は、施行期日以後の登録について適用し、同日前の登録に係るものについては、なお従前の例による。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

小規模修繕工事等工種分類表

分類	番号	工種	工事等の例示
建築 関係	1	屋根・金物	雨漏りの修繕 門扉の修繕
	2	ガラス	ガラスの修繕及び取替え
	3	鉄製建具	建具の修繕及び取替え
	4	木製建具	襖の修繕及び張替え 障子の修繕及び張替え
	5	内装	カーテンの修繕及び取替え ブラインドの修繕及び取替え
	6	外装	タイルの修繕及び取替え 土間の修繕
	7	畳	畳の表替え及び取替え
	8	錠鍵	鍵の修繕及び取替え
	9	塗装	木部及び鉄部の塗装
設備 関係	1 0	空調設備	換気扇の修繕及び取替え エアコンの修繕
	1 1	電気設備	照明設備の球替え 照明設備の修繕及び取替え コンセントの修繕及び取替え スイッチの修繕及び取替え
	1 2	通信設備	放送設備の修繕及び取替え
	1 3	ガス設備	ガス空調機の修繕及び取替え

			ガス給湯器の修繕及び取替え ガス配管の修繕及び取替え
	1 4	給水設備	水道蛇口の修繕及び取替え
	1 5	排水、衛生設備	便器の修繕及び取替え 排水管の修繕
土木 関係	1 6	造園	植栽樹木等の剪定
	1 7	道路・河川 農業用施設	道路・側溝・水路の修繕 側溝蓋の修繕及び取替え 土砂の撤去 除草
	1 8	安全施設	防護柵等の修繕及び取替え カーブミラーの修繕及び取替え
その 他	1 9	遊具・運動施設	遊具の修繕及び取替え 運動施設の修繕及び取替え
	2 0	鋼製施設	鋼製施設の修繕及び取替え

